

審査申立てに対する裁決について（世田谷区議会議員選挙）

令和 5 年 4 月 23 日執行の世田谷区議会議員選挙（以下「本件選挙」）に係る当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」）について、本日の東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」）において次のとおり裁決したのでお知らせします。

本件審査の申立てを棄却する。

1 審査申立ての経緯

申立人三井美穂子氏（以下「三井氏」）は、本件選挙における当選の効力に関し、世田谷区選挙管理委員会（以下「区委員会」）に異議の申出を行い、区委員会はそれを棄却した。

その決定を受け、三井氏は当委員会に対し、「区委員会の決定の取消しと、最下位当選人大庭正明氏（以下「おおば氏」）の当選を無効とする。」との裁決を求め、審査の申立てを行った。

2 裁決の概要

本件審査の申立てに対する審理に当たり、当委員会は、本年 7 月 23 日両氏等の立会いの下、職権に基づいて全投票の開披調査を実施した。

開披調査において 107 票を摘出し、それらについて当委員会で慎重に審理した結果、区選挙会において有効とされた大場ただし氏（以下「大場氏」）への投票の中に無効票と認められる票が 1 票あった。その結果、おおば氏及び大場氏の両候補で按分される票の配分に異動が生じる。

また、区選挙会において無効票とされた投票の中に、三井氏の有効投票と認められる票が 1 票あった。

したがって、三井氏の得票数はおおば氏の得票数を上回ることにはならないので、当委員会は本件審査の申立てを棄却した。

（得票数の異動）

候補者名	区選挙会の決定	当委員会の裁決
おおば正明	3,621.307	3,621.308
三井みほこ	3,620.000	3,621.000
大場ただし	2,119,692	2,118.691

3 今後の手続等

この裁決に不服がある者は、公職選挙法に基づき、当委員会を被告とし、その裁決書の交付を受けた日又は裁決書の要旨の告示の日から 30 日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる（公選法第 207 条第 1 項）。

当選挙の結果、当選の効力に異動が生じた場合は、当選人の更正決定のための選挙会が開催される。

【問合せ先】 選挙課 指導担当
Tel 03-5320-6912（直通）

1 世田谷区議会議員選挙の結果（抄）

- (1) 定 数 50人
- (2) 当日有権者数 749, 578人
- (3) 投票総数 345, 595票
(有効投票数335, 716票 無効投票数9, 879票)
- (4) 候補者別得票内訳（立候補者75名中関連部分抜粋）

順位	当落	候補者名	得票数
50	当	おおば 正明（世田谷行革110番）	3, 621. 307
51	落	三井 みほこ（無所属）	3, 620. 000

2 これまでの経過

- (1) 選挙期日 令和5年 4月23日
- (2) 当選人の告示 同 年 4月24日
- (3) 世田谷区選管への異議の申出 同 年 5月 1日
- (4) 異議の申出に対する世田谷区選管の決定 同 年 5月31日(棄却)
- (5) 都選管への審査の申立て 同 年 6月13日
- (6) 投票の開披調査 同 年 7月23日

3 摘出票の内訳

おおば正明候補の有効投票から摘出した票	88票
三井みほこ候補の有効投票から摘出した票	3票
大場ただし候補の有効投票から摘出した票	11票
無効票から摘出した票	5票
計	107票

4 投票の効力に異動があった投票

大場ただし候補の有効投票から摘出した票 (1票)	区選挙会	大場ただし候補の有効投票と判断
	都選管	記入欄内に記載した候補者氏名の下側に大小2つの楕円型の記号を追記したものと考えられるが、候補者氏名が明確に判断できることから、欄下部に記載された記号は、その位置や形状等も併せ考えると何ら記載する必要がない事柄であると判断でき、無意識的ではなく、意識をもって記載されたものというべきであることから、無効票と解するのが相当である。
無効票から摘出した票 (1票)	区選挙会	候補者に「川上 こういち」、「三井 みほこ」がおり、「川上」と読めなくもなく、「三井」と読めなくもなく、何人を記載したかを確認し難いため無効
	都選管	横書きで「三井.」と記載したものと判読でき、申立人の氏と一致する。また、「.」の記載については筆跡に勢いあまって筆記用具の先が投票用紙の表面についたもの、又はピリオド(句点)を書いたものであると推測できるところ、有意の他事記載にあたるとはいえないものと解する。 よって、申立人の有効投票と解するのが相当である。